

# 吳港港灣計畫書

— 改訂 —

平成12年11月

吳港港灣管理者

本計画書は、

- 平成2年2月呉市地方港湾審議会
- 平成2年6月港湾審議会第131回計画部会

の議を経、その後の変更については、

- 平成5年2月呉市地方港湾審議会
- 平成8年2月呉市地方港湾審議会
- 平成8年3月港湾審議会第157回計画部会
- 平成8年12月呉市地方港湾審議会

の議を経た呉港の港湾計画を改訂するものである。

# 目 次

ページ

|     |               |    |
|-----|---------------|----|
| I   | 港湾計画の方針       | 1  |
| II  | 港湾の能力         | 4  |
| III | 港湾施設の規模及び配置   | 5  |
| 1   | 公共ふ頭計画        | 5  |
| 2   | フェリー及び旅客船ふ頭計画 | 7  |
| 3   | 危険物取扱施設計画     | 8  |
| 4   | 専用ふ頭計画        | 9  |
| 5   | 水域施設計画        | 11 |
| 6   | 小型船だまり計画      | 12 |
| 7   | 臨港交通施設計画      | 14 |
| IV  | 港湾の環境の整備及び保全  | 16 |
| 1   | 港湾環境整備施設計画    | 16 |
| 2   | 廃棄物処理計画       | 17 |
| V   | 土地造成及び土地利用計画  | 18 |
| VI  | その他           | 20 |
| 1   | 開発空間の留保       | 20 |

## I 港湾計画の方針

呉港は、瀬戸内海のほぼ中央部、広島湾の東側に位置し、古代から天然の良港として発展してきた。戦前は東洋一の軍港であったが、戦後は旧軍施設が利用転換され、造船、鉄鋼、製紙等の産業が立地し、臨海工業地帯として発展した。昭和 26 年には重要港湾として指定され、工業港としての整備が進められてきたところである。

本港は現在、呉市を中心とする広島県中央地域における金属類、鋳産品、林産品等の外内貿貨物の流通拠点として、また、四国、周辺島しょ部を結ぶ旅客輸送の拠点として重要な役割を果たしており、平成 9 年の港湾取扱貨物量は、外貿 718 万トン、内貿 1,795 万トン（うちフェリー 744 万トン）、合計 2,513 万トンに達している。

本港の背後圏である広島県中央地域は、昭和 63 年の山陽自動車道の開通以来、内陸部においては広島中央テクノポリスの建設が推進され、臨海部においては海洋複合プロジェクトとして呉マリノポリス構想が展開されており、今後東広島呉自動車道等の基幹的な交通ネットワークの形成に伴い、新たな「せとうち海洋交流都市圏」として、さらなる発展が期待されている。

このため本港には、背後地域の産業・物流拠点としての広域的機能の充実や地域住民が港や海に親しむための賑わいと潤いのある空間の形成、自然との共生など多様な要請が寄せられている。

このような情勢に対処するため、平成20年代前半を目標年次とし、以下のように港湾計画の方針を定め、港湾計画を改訂するものである。

- 1) 広島県中央地域の流通拠点として、物流需要の増大やコンテナ化等の輸送革新に対応するため、周辺港湾との機能分担を図りつつ、外内貿物流機能を強化する。
- 2) 背後地域の海陸交通の拠点として、旅客機能の充実を図るとともに、臨海部の再開発により交流拠点空間の形成を図る。
- 3) 港湾における快適な環境の創造を図るため、市民が海に親しむことのできる開放的な親水空間の確保を図るとともに、海洋性レクリエーション需要に対応した機能の充実・強化を図る。
- 4) 港湾と背後地域との連絡を図るとともに、港湾内の円滑な交通を確保するため、臨港交通体系の充実を図る。
- 5) 本港及び本港を取り巻く地域の環境の保全のため、廃棄物受入空間を確保する。
- 6) 大規模地震災害時の緊急避難及び緊急物資輸送等の対策を進める。
- 7) 多様な機能が調和し、連携する質の高い港湾空間を形成するため、陸域約500haと水域約1,800haからなる港湾空間を以下のように利用する。
  - ① 広多賀谷地区南部及び阿賀マリノポリス地区は、外内貿コンテナを中心に扱う物流関連ゾーンとする。
  - ② 川原石地区及び広多賀谷地区北部は、一般貨物を中心に扱う物流関連ゾーンとする。

- ③宝町地区は人流関連ゾーン及び交流拠点ゾーン、仁方地区は人流関連ゾーンとする。
- ④昭和地区、広東大川地区及び広黄幡地区は、生産ゾーンとする。
- ⑤阿賀マリノポリス地区及び阿賀豊栄地区は、緑地レクリエーションゾーンとする。
- ⑥吉浦地区、阿賀マリノポリス地区北部、広東大川地区北部、長浜地区、小坪地区及び仁方地区は、船だまり関連ゾーンとする。
- ⑦広多賀谷地区は、廃棄物処理ゾーンとする。

## Ⅱ 港湾の能力

目標年次における取扱貨物量、入港最大標準船型、港湾利用者数を次のように定める。

|          |                 |                           |
|----------|-----------------|---------------------------|
| 取扱貨物量    | 外 貿             | 830 万トン                   |
|          | 内 貿<br>(うちフェリー) | 1,770 万トン<br>(うち 570 万トン) |
|          | 合 計             | 2,600 万トン                 |
| 入港最大標準船型 |                 | 15 万D/W級                  |
| 港湾利用者数   | 旅客施設利用者         | 195 万人                    |
|          | マリーナ利用者         | 5 万人                      |

### Ⅲ 港湾施設の規模及び配置

港湾の能力に適切に応ずるとともに、多様な機能が調和し、連携する質の高い港湾空間を形成するため、既存の港湾施設の良好な維持管理とその有効利用を図りつつ、新たに港湾施設の規模および配置を以下のとおり計画する。

#### 1 公共ふ頭計画

##### 1-1 吉浦地区

既定計画を削除する。

既定計画

水深 5.5 m 岸壁 3 バース 延長 300 m

ふ頭用地 3 ha (荷捌施設用地)

##### 1-2 阿賀マリノポリス地区

既定計画を削除する。

既定計画

水深 5.5 m 岸壁 1 バース 延長 100 m

ふ頭用地 3 ha (荷捌施設用地及び保管施設用地)



### 1-3 広多賀谷地区

林産品等の外貿貨物、林産品、鉄鋼、軽工業品、雑工業品、  
特殊品等の内貿貨物を取り扱うため、公共ふ頭を次のとおり計  
画する。

水深 10 m 岸壁 1 バース 延長 170 m

水深 7.5 m 岸壁 1 バース 延長 180 m

ふ頭用地 8 ha (荷捌施設用地及び保管施設用地)

### 1-4 ひろおうばん 広黄幡地区

既定計画どおりとする。

既定計画

水深 4.5 m 岸壁 5 バース 延長 350 m

ふ頭用地 3 ha (荷捌施設用地及び保管施設用地)

## 2 フェリー及び旅客船ふ頭計画

### 2-1 宝町地区

当地区の再開発に伴い、フェリーふ頭を次のとおり計画する。

ふ頭用地 1 ha（旅客施設用地 1 ha、荷捌施設用地及び保管施設用地 1 ha）（うち 1 ha 既設）

既定計画

ふ頭用地 3 ha（旅客施設用地 2 ha、荷捌施設用地及び保管施設用地 1 ha）（うち 2 ha 既設）

### 2-2 阿賀マリノポリス地区

フェリーふ頭について、既定計画を次のとおり変更する。

水深 4.5 m ドルフィン 1 バース（公共）

ふ頭用地 2 ha（旅客施設用地 1 ha、荷捌施設用地及び保管施設用地 1 ha）

既定計画

水深 4.5 m 岸壁 1 バース 延長 120 m（公共）

ふ頭用地 5 ha（旅客施設用地 4 ha、荷捌施設用地及び保管施設用地 1 ha）

### 3 危険物取扱施設計画

#### 3-1 阿賀マリノポリス地区

ガス供給会社の計画に伴い、以下の施設を廃止する。

水深 3.5 m ドルフィン1バース（専用）

なお、以下の既定計画を削除する。

既定計画

危険物取扱施設用地 3 ha

防波堤 延長 260 m

## 4 専用ふ頭計画

### 4-1 昭和地区(1)

海上自衛隊艦艇のけい留施設計画に対応して、専用ふ頭を次のとおり計画する。

水深 10m    さん橋 4 バース    延長720m

水深9.5m    さん橋 5 バース    延長637m

水深6.5m    さん橋 1 バース    延長 73m

水深 15m    係船浮標 5 バース    5 基

なお、これに伴い、水深 8 m、さん橋延長 264 m (専用) を廃止する。

また、海上自衛隊用地の土地造成計画に伴い、以下の施設を廃止する。

水深 9 m    小型さん橋    1 基 (専用)

水深 8 m    小型さん橋    2 基 (専用)

水深 3 m    物揚場    延長 95 m (専用)

#### 4-2 昭和地区(2)

金属類、機械類等を取り扱うため、専用ふ頭を次のとおり計画する。

水深 5.5 m 岸壁 延長 200 m

既定計画

水深 5 m 岸壁 延長 160 m

水深 4.5 m 岸壁 延長 70 m

#### 4-3 広東大川地区

既定計画どおりとする。

既定計画

水深 10 m ドルフィン1バース

## 5 水域施設計画

係留施設の計画に対応して、航路及び泊地を次のとおり計画する。

### 5-1 航路

広港航路 水深 10 m 幅員 150~300 m

既定計画

広東大川地区 広港航路 水深 9 m 幅員 150 m

### 5-2 泊地

昭和地区 水深 10 m 面積 1 ha

阿賀マリノポリス地区 水深 7.5 m 面積 14ha (工事中)

広東大川地区 水深 10 m 面積 12ha

広多賀谷地区 水深 7.5~10 m 面積 13ha

広黄幡地区 水深 4.5 m 面積 3 ha

既定計画

昭和地区 水深 10 m 面積 1 ha

阿賀マリノポリス地区 水深 7.5 m 面積 11ha

広東大川地区 水深 6~10 m 面積 7 ha

広黄幡地区 水深 4.5 m 面積 5 ha

## 6 小型船だまり計画

ポートサービス船、漁船等のための小型船だまりを次のとおり計画する。

### 6-1 吉浦地区

吉浦東船だまり（漁船）

泊地 水深 2 m 面積 1 ha

防波堤 20 m

物揚場 水深 2 m 延長 105 m

ふ頭用地 1 ha

なお、これに伴い、防波堤 52 m を撤去する。

既定計画

防波堤 120 m

物揚場 水深 4 m 延長 25 m

物揚場 水深 2 m 延長 150 m

船揚場 20 m

ふ頭用地 1 ha

### 6-2 川原石地区

川原石南船だまり（プレジャーボート）

小型さん橋 1 基

### 6-3 宝町地区

宝町西船だまり（ポートサービス船）

小型さん橋 1 基を移設する。

6-4 阿賀マリノポリス地区

阿賀灘船だまり (漁船)

泊地 水深 3 m 面積 2 ha

防波堤 延長 250 m

防波堤 延長 120 m

物揚場 水深 3 m 延長 485 m

ふ頭用地 2 ha

既定計画

泊地 水深 3 m 面積 2 ha

防波堤 延長 240 m

物揚場 水深 3 m 延長 510 m

船揚場 50 m

ふ頭用地 4 ha

6-5 広東大川地区

広寿船だまり (プレジャーボート、漁船)

既定計画どおりとする。

既定計画

(プレジャーボート)

泊地 水深 1.5 m 面積 1 ha

小型さん橋 1基

ふ頭用地 1 ha (既設)

(漁船)

泊地 水深 2 m 面積 1 ha

防波堤 延長 30 m

物揚場 水深 2 m 延長 90 m

ふ頭用地 1 ha



## 7 臨港交通施設計画

港湾における交通の円滑化を図るとともに、港湾と背後地域とを結ぶため、臨港交通施設を次のとおり計画する。

### 7-1 道路

#### 臨港道路阿賀マリノポリス1号線

起点 阿賀マリノポリス地区マリーナ

終点 市道阿賀南2丁目1号線

2車線（既定計画）

#### 臨港道路阿賀マリノポリス2号線

起点 阿賀マリノポリス内貿ふ頭

終点 阿賀マリノポリス1号線

2車線（既定計画）

#### 臨港道路広多賀谷線

起点 広多賀谷沖ふ頭

終点 市道多賀谷3丁目2号線

2車線（既定計画）

#### 臨港道路広黄幡線

起点 広黄幡内貿ふ頭

終点 県道広仁方停車場線

2車線（既定計画）

また、臨港道路吉浦線と臨港道路仁方本町線の既定計画を削除する。

既定計画

臨港道路吉浦線

起点 吉浦内貿ふ頭

終点 市道海岸吉浦本町線 2車線

臨港道路仁方本町線

起点 仁方緑地

終点 市道仁方本町3丁目2号線 2車線

## IV 港湾の環境の整備及び保全

港湾の環境の維持及び改善を図るとともに、多様な機能が調和し、連携する質の高い港湾空間を形成するため、既存の港湾施設の良好な維持管理とその有効利用を図りつつ、新たに港湾の環境の整備及び保全を次のとおり計画する。

### 1 港湾環境整備施設計画

港湾の環境整備を図るため、緑地、海浜を次のとおり計画する。

|            |                    |
|------------|--------------------|
| 宝町地区       | 緑地 1 ha            |
| 阿賀マリノポリス地区 | 海浜 延長 600 m (既定計画) |
|            | 緑地 4 ha (工事中)      |
| 阿賀豊栄地区     | 緑地 2 ha (既定計画)     |

また、吉浦地区と仁方地区の既定計画を削除する。

#### 既定計画

|            |             |
|------------|-------------|
| 吉浦地区       | 緑地 3 ha     |
| 宝町地区       | 緑地 2 ha     |
| 阿賀マリノポリス地区 | 緑地 6 ha     |
| 仁方地区       | 海浜 延長 800 m |
|            | 緑地 1 ha     |
|            | 魚釣さん橋 1 基   |

## 2 廃棄物処理計画

浚渫土砂、陸上残土、一般廃棄物等 120 万 m<sup>3</sup> を廃棄物埋立護岸により埋立処分するため、廃棄物の処理について、次のとおり計画する。

広多賀谷地区 廃棄物処理用地 10ha

広多賀谷地区 廃棄物処理・活用用地 18ha

なお、廃棄物は、土地造成の埋立用材として有効活用を図り、廃棄物処理の終了した用地については、港湾関連用地 18ha として土地利用を図る。

## V 土地造成及び土地利用計画

港湾施設の計画に対応するとともに、多様な機能が調和し、連携する質の高い港湾空間の形成を図るため、土地造成及び土地利用を次のとおり計画する。

(単位：ha)

| 用途<br>地区名     | ふ頭用地       | 港湾関連<br>用地 | 交流拠点<br>用地 | 工業用地       | 都市機能<br>用地 | 交通機能<br>用地 | 緑地       | レクリエーション<br>施設用 | 廃棄物処<br>理用地 | その他の<br>用地 | 合計          |
|---------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|----------|-----------------|-------------|------------|-------------|
| 吉浦地区          | (1)<br>1   | 8          |            |            | 2          |            |          | 1               |             |            | (1)<br>11   |
| 川原石地区         | 12         | 12         |            | 15         |            | 4          | 2        |                 |             |            | 45          |
| 宝町地区          | 2          | 6          | 1          | 11         | 3          | 1          | 1        |                 |             |            | 25          |
| 昭和地区          |            | (2)<br>3   |            | 196        |            |            |          |                 |             | (2)<br>11  | (4)<br>210  |
| 警固屋地区         |            |            |            |            |            | 1          |          |                 |             |            | 1           |
| 阿賀マリノピア<br>地区 | (4)<br>12  | (1)<br>15  |            |            |            | (4)<br>8   | 4        | 18              |             |            | (10)<br>56  |
| 阿賀塩谷<br>地区    | 1          |            |            | 3          |            |            |          |                 |             |            | 4           |
| 阿賀豊栄<br>地区    |            |            |            |            |            | (1)<br>1   | (2)<br>2 |                 |             |            | (2)<br>2    |
| 広多賀谷<br>地区    | (8)<br>15  | 22         |            | 13         |            | 1          |          |                 | (10)<br>10  |            | (18)<br>60  |
| 広東大川<br>地区    | (1)<br>2   | (1)<br>6   |            | 26         |            |            |          |                 |             |            | (1)<br>33   |
| 広黄幡地区         | (3)<br>3   |            |            | (4)<br>10  |            | 2          |          |                 |             |            | (7)<br>14   |
| 長浜地区          | 1          |            |            |            |            |            |          |                 |             |            | 1           |
| 小坪地区          | 1          |            |            |            |            |            |          |                 |             |            | 1           |
| 仁方地区          | (1)<br>1   |            |            |            |            | (1)<br>1   |          |                 |             |            | (1)<br>1    |
| 合計            | (15)<br>47 | (5)<br>73  | 1          | (4)<br>274 | 5          | (5)<br>16  | (2)<br>7 | 19              | (10)<br>10  | (2)<br>11  | (41)<br>462 |

(注1) ( )内は土地造成を伴う土地利用計画で内数である。

(注2) 端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とにならない。

# 既定計画

(単位：ha)

| 用途<br>地区名     | ふ頭用地       | 港湾関連<br>用地 | 交流拠点<br>用地 | 工業用地        | 都市再開<br>発用地 | 交通機能<br>用地 | 危険物取扱<br>施設用地 | 緑地         | レクリエー<br>ション施設用<br>地 | 廃棄物処<br>理用地 | その他の<br>用地 | 合計           |
|---------------|------------|------------|------------|-------------|-------------|------------|---------------|------------|----------------------|-------------|------------|--------------|
| 吉浦地区          | (3)<br>3   | (2)<br>8   |            |             | (3)<br>5    | 1          |               | (2)<br>3   | 1                    |             |            | (10)<br>21   |
| 川原石地区         | 12         | 12         |            | 15          |             | 4          |               | 2          |                      |             |            | 45           |
| 宝町地区          | (1)<br>4   | 7          | (1)<br>2   | 11          |             |            |               | (2)<br>2   |                      |             |            | (4)<br>25    |
| 昭和地区          |            | (2)<br>3   |            | 196         |             |            |               |            |                      |             | 10         | (2)<br>208   |
| 警固屋地区         |            |            |            |             |             | (1)<br>1   |               |            |                      |             |            | (1)<br>1     |
| 阿賀マリポリス<br>地区 | (18)<br>19 | (14)<br>14 |            | (18)<br>18  |             | (5)<br>7   | (3)<br>3      | (6)<br>6   | (18)<br>18           |             |            | (83)<br>85   |
| 阿賀塩谷<br>地区    | 1          |            |            | 1           |             |            |               |            |                      |             |            | 2            |
| 阿賀豊栄<br>地区    |            |            |            | (7)<br>7    |             | (1)<br>1   |               | (2)<br>2   |                      |             |            | (9)<br>9     |
| 広多賀谷<br>地区    | 7          | (4)<br>4   |            | 13          |             | 1          |               |            |                      | 18          |            | (4)<br>42    |
| 広東大川<br>地区    | (1)<br>2   | (1)<br>6   |            | 26          |             |            |               |            |                      |             |            | (1)<br>33    |
| 広黄幡地区         | (3)<br>3   |            |            | (4)<br>10   |             |            | 2             |            |                      |             |            | (7)<br>14    |
| 長浜地区          | (1)<br>1   |            |            |             |             |            |               |            |                      |             |            | (1)<br>1     |
| 小坪地区          | (1)<br>1   |            |            |             |             |            |               |            |                      |             |            | (1)<br>1     |
| 仁方地区          | (1)<br>1   |            |            |             |             | (1)<br>1   |               | 1          |                      |             |            | (1)<br>3     |
| 合計            | (26)<br>52 | (23)<br>53 | (1)<br>2   | (29)<br>296 | (3)<br>5    | (8)<br>16  | (3)<br>3      | (11)<br>15 | (18)<br>19           | 18          | 10         | (121)<br>489 |

(注1) ( )内は土地造成を伴う土地利用計画で内数である。

(注2) 端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とにならない。

## VI その他

### 1 開発空間の留保

広黄幡地区の一部は、将来の開発を行う空間として留保し、今後、その具体化を検討する。